

令和8年7月 校長会資料

1	英語教育の推進について……………	1
2	1学期の生活事故について……………	8
3	学校における安全対策の徹底について……………	9
4	夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について……………	23
5	学校における理科薬品類の取扱い及び保管管理について……………	25
6	休日の部活動地域展開について……………	33
7	教育講演会について……………	35
8	令和8年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」について……………	37
9	令和8年度「外国人生徒等・保護者向け進路ガイダンス」について……………	39
10	令和8年度 鈴鹿市こども議会について……………	41
11	交通安全県民運動期間中における校内放送の活用について……………	42
12	教職員の服務規律の確保について……………	45
13	学校における働き方改革について……………	47
14	鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について……………	49
15	就学時健康診断の実施について……………	50

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

英語教育の推進について

1 現状と課題

- (1) 鈴鹿市教育振興基本計画(令和6年度～令和9年度)において、グローバル化が進展する中で、子どもたちの将来の可能性を広げるために、外国語(英語)でコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けることを目指しています。効果的に外国語を学ぶ方策として、「CAN-DO リスト」(※1)を踏まえた授業実践、ICTの活用、外国語指導助手の活用などを掲げています。
- (2) 「全国学力・学習状況調査(H31・R5)」及び「英語教育実施状況調査」における、本市中学生の英語力は、国・県よりも大きく下回っており、学力向上を重点課題の一つとして取り組む教育委員会として喫緊の課題であり早急に対策を講じる必要があります。

<本市中学生の英語力について>

■ 全国学力・学習状況調査 中学校英語 平均正答率

令和5年度	【国】45.6%	【県】45.0%	【市】42.0%
-------	----------	----------	----------

■ 英語教育実施状況調査 中学校

中学校卒業段階でCEFR(※2)のA1レベル相当(英検3級など)以上を達成した中学生の割合(※3)

鈴鹿市教育振興基本計画指標 【目標値50.0%(2027年度)】

令和6年度	【国】52.4%	【県】51.6%	【市】39.4%
令和7年度	【国】54.6%	【県】65.8%	【市】45.6%

(※1)CAN-DO リスト

学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標をリストにしたもの

(※2)CEFR(Common Framework of Reference for Language)

英語をはじめとした外国語の習熟度や運用能力を同一の基準で評価する国際基準
(注)英語能力を測定する試験ではなく英語力の指標

(※3)CEFRのA1レベル相当(英検3級など)以上を達成した中学生の割合

「実際にCEFRのA1レベル相当以上を取得している中学3年生」及び「CEFRのA1レベル相当の英語力を有していると英語担当教師が判断した中学3年生」の割合

2 英語力向上に向けた取組について

(1) 児童生徒の英語力向上には、授業における「言語活動の充実」や「教師の英語使用」等が必要であることから、引き続き、これらを中心とした授業改善を推進します。

- ・ 小学校では音声で慣れ親しんだ表現や語彙を繰り返し児童に使用させ、音声面での定着へとつなげる。
- ・ 中学校では知識・技能を実際のコミュニケーションの場面で活用できる「表現」へつなげる。また、教師が英語を使用することで、授業を実際のコミュニケーションの場面とする。

(2) 教育振興基本計画期間中の着実な成果を果たすため、以下3つの方策に着手し、4技能を総合的に育成することにより、英語力向上をめざします。

① CAN-DO リストに基づき、英語を用いて「何ができるか」の視点からの授業改善

【小中共通】

小・中学校ともに、CAN-DO リストを設定しています。さらに、児童生徒等への公表及び目標達成状況の把握に活用することで、指導と評価の一体化を図ります。… (別紙1)

② MEXCBT(文部科学省CBTシステム)の活用【中学校】… (別紙2)

主な特徴

- ・ 「話すこと」「書くこと」を中心とした CBT 問題を100問搭載
- ・ 個別最適な学びを通じた英語力の強化
- ・ 「話すこと」「書くこと」のパフォーマンステストとして活用
- ・ 定期テスト等の題材として活用 など



MEXCBT の活用事例の紹介

③ 英検IBA(※)の活用【中学校】… (別紙3)

市内全中学校3年生及び中学2年生を対象に、2技能型(「読むこと」・「聞くこと」)の英検IBAを実施することで、英語検定級やCEFRレベルなどの客観的な指標に合わせて、生徒の英語力(育成を目指す資質・能力の習得状況)を客観的に把握し、教師の指導イメージ醸成や教師と生徒間における学習到達目標を共有することにより、英語力向上をめざします。

(※)英検IBA

日本英語検定協会が実施する、学習指導要領に沿った形式で客観的に英語力を測定することができる試験。結果は、技能別のスコアや英検級レベル等で示されるが、実際の英語検定級の取得とはならない。

(別紙1)

CAN-DO リストの活用について

「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標の設定、公表及び達成状況の把握

設定・・・学習指導要領に示された5領域別の目標を基に作成（全小中学校で設定）

公表・・・一覧表にした学習到達目標の児童への配布、単元で使用するワークシートの形式での児童への配布、「学校だより」での紹介、学校のホームページへの掲載等の方法で、児童、保護者等と共有されている状態。

達成状況の把握・・・一覧表やワークシートの形式等で児童に配布した「CAN-DOリスト形式」による学習到達目標をもとに、学年末、学期末、単元内等で評価を行い、学習到達目標を達成しているかどうかを教師が把握していること

令和5年度「英語教育実施状況調査」概要を参照して作成

「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標に係る公表及び達成状況の把握
(令和7年度市独自調査)

設 定・・・・・・・・100%

公 表・・・・・・・・10%

達成状況の把握・・・73.3%

- ・単元で使用するワークシートの形式での児童への配布、
- ・「学校だより」での紹介、
- ・学校のホームページへの掲載等



今年度の英語教育実施状況調査において、
小・中学校ともに、活用状況(設定・公表・達成状況の把握)について
調査が実施される予定。

MEXCBTを活用した 英語「話すこと」「書くこと」の力の強化について

目的・特徴

英語4技能をバランスよく育成するために、特に課題となっている「話すこと」「書くこと」の力の強化に向けて、CBT 問題を活用して、児童生徒の個別最適な学びや教師の指導の充実に支援。MEXCBT(文部科学省CBTシステム)に、「話すこと」「書くこと」を中心としたCBT問題を搭載。各CBT問題を、国際基準でCEFR(1)レベルと紐づけ(2)

(1)CEFR(Common Framework of Reference for Language)

英語をはじめとした外国語の習熟度や運用能力を同一の基準で評価する国際基準

(注)英語能力を測定する試験ではなく英語力の指標

(2)外部検定試験のように、CEFRレベルを認定するものではない。

以下、文部科学省作成資料から抜粋

搭載するCBT問題

OETS(※)に委託し、「話すこと」「書くこと」を中心としたCBT問題を**100問**
(CEFR A1未満～B2レベル相当)搭載。(問題や解答・解説イメージは別添参照)

(※)ETS Japan 合同会社。TOEFL®, TOEIC®等の外部検定試験を作成している米国ETSの日本法人。

○その他、全国学力・学習状況調査の過去の調査問題や、英語教育関係団体(※)作成の問題も併せて搭載。

(※)ブリティッシュ・カウンシル、日本英語検定協会 協力

活用のメリット

- ①児童生徒の学習状況に応じた**個別最適な学び**を通じて、「話すこと」「書くこと」の力の強化
・児童生徒の学習状況に応じて、教師が適切なCBT問題を選択し、家庭学習の課題として活用 など
- ②教師による、児童生徒の**英語力のより客観的な把握**をサポート
・「話すこと」「書くこと」の**パフォーマンステストとして活用**
・定期テスト等の題材として活用 など
- ③**多彩なテーマや題材を用いた授業づくり**をサポート
・日常的な話題から社会的な話題まで、幅広いテーマや題材を扱ったCBT問題の中から、教師が自由に選択し、授業中に活用 など

MEX CBTに搭載されるCBT問題のイメージ

特徴

問題 教師は、技能やCEFRレベル（CEFR A1未満～B2レベル相当）ごとに問題の選択が可能。

問題 多彩なテーマや題材から問題の選択が可能。

題材例：自分の好きなもの、身の回りの物事、自然科学、歴史 など

解答・解説 解答内容に応じてCEFRレベルの把握が可能。

解答・解説 学習のアドバイスを参考に、学習に役立てることが可能。

「話すこと」問題（画面イメージ）



録音は2回まで
可能

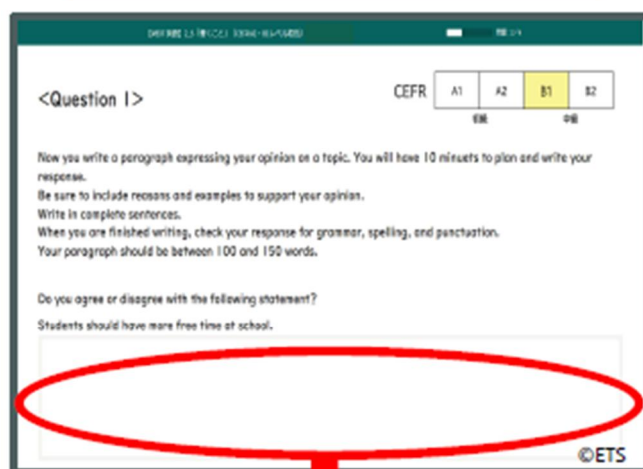
自分の解答音声を
再生して聞くことが
可能

「話すこと」解答・解説（画面イメージ）



英語を学習している、
世界の子供たちの解答例を
音声で聞くことが可能

「書くこと」問題（画面イメージ）



キーボード入力をして
解答することが可能

「書くこと」解答・解説（画面イメージ）



学習のアドバイスを参考に、
学習に役立てることが可能

令和8年度 英検 IBA(Institution Based Assessment)の実施について

1 英検 IBA について

日本英語検定協会が実施する、学習指導要領に沿った形式で客観的に英語力を測定することができる試験。結果は、技能別のスコアや英検級レベル等で示されるが、**実際の英語検定級の取得とはならない**。英語検定級やCEFR(1)レベルなどの客観的な指標に合わせて、**生徒の英語力(育成を目指す資質・能力の習得状況)を客観的に把握し、教師の指導イメージ醸成や教師と生徒間における学習到達目標を共有**することにより、英語力向上を目指します。

(1)CEFR(Common Framework of Reference for Language)

英語をはじめとした外国語の習熟度や運用能力を同一の基準で評価する国際基準

(注)英語能力を測定する試験ではなく英語力の指標

2 英検 IBA の内容及び実施方法等について

実施対象	市内全中学3年生及び全中学2年生
テスト時間	約45分(Reading:25分 Listening:20分) 授業1コマで実施
受験方法	・出題形式:問題冊子+リスニングCD ・解答方式:マークシート形式(ペーパーテスト)
試験レベル	・TEST D(英語検定3級～5級レベル) ・満点スコア:1000点 ・Reading:35問(500点) Listening:30問(500点) 出題合計:65問
成績	英検 IBA CSE スコア(2)(1000点満点) (英語検定級レベル判定、CEFR レベル判定)
成績表	団体(学校)・個人成績表
採点処理等	・全受験者分の答案を一括で日本英語検定協会宛てに返送 ・日本英語検定協会にて採点処理

(2)英検 IBA CSE スコア

ユニバーサルなスコア尺度 CSE(Common Scale for English)を英検の各級で表記したもの。

3 実施期間(予定)

中学3年生 令和8年6月1日(月)～令和8年6月19日(金)

中学2年生 令和8年11月2日(月)～令和8年11月20日(金)

各校の都合に合わせて実施日を設定

4 活用方法

(1) 成果・課題、目標設定などの共有を通じた、授業及び家庭における英語学習の改善

保護者懇談会にて結果を生徒・保護者に返却(中学3年生は1学期、中学2年生は2学期)

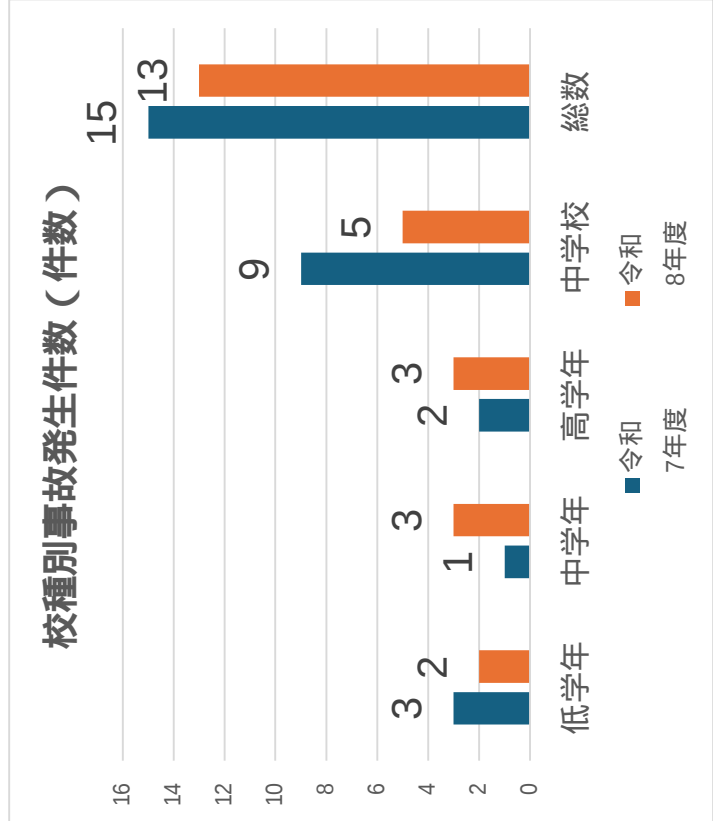
(2) **生徒の学習到達度を客観的に把握することによる、指導の見直しを含めた授業改善の推進**

令和8年度 学校管理下における生活事故報告について

令和8年6月12日現在

校長会資料

1 校種別事故発生状況(件数) 4月～6月



2 時間別・校種別事故発生状況(件数)

	登下校		休み時間		授業		体育祭関係		給食		部活動		その他		合計	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
小学校	0	1	1	1	1	1	0	0	1	0			0	0	3	2
	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0			0	0	1	3
	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0			0	2	2	3
中学校	0	0	3	1	0	1	1	0	0	0	3	2	2	1	9	5
合計	0	2	5	5	3	1	1	0	1	0	3	2	2	3	15	13

(内 令和8年度の救急車による緊急搬送13件)

3 怪我等内訳(人数) 事故1件について複数カウント有

	骨折(ひび)	裂傷	打撲	脱臼	捻挫	熱中症	歯	目	その他	合計
令和7年度	2	0	2	0	0	1	1	2	7	15
令和8年度	0	3	8	0	0	0	1	0	4	16

4 考察

- ・令和8年度(6月現在)の学校管理下における生活事故は、令和7年度(同時期)と比較して、総件数は減少しているが、全13件のうち10件がGWから6月初旬までの約1か月間に発生している。
- ・授業中の事故は減少したが、登下校、休み時間、掃除中等の教職員目の届きにくいところでの事故が懸念される。
- ・傷病の種類別に見ると、頭部打撲による脳震盪疑いによる救急搬送が6件発生している。転倒した直後に限らず、しばらく時間が経過した後、嘔吐する等の症状も見られた。
- ・今年度に関しては、熱中症による救急搬送はまだないが、夏に向けてより一層注意が必要である。

鈴教指第1178号
令和8年7月1日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について(通知)

このことについて、三重県教育委員会事務局学校経理・施設課長及び学校防災推進監をとおして、別添1のとおり文部科学省から通知がありました。また、別添2のとおり、三重県教育委員会事務局学校防災推進監から通知がありました。

ついては、別添1及び別添2の内容を確認の上、防火設備等の安全点検や避難経路の再確認を行うとともに、危機管理マニュアルの点検・見直しや消防訓練の充実を図るなど、学校における安全対策の徹底をお願いします。

記

送付文書

- 1【別添1】学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について(通知)
- 2【別添2】学校における安全対策の徹底について(通知)

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局
教育指導課 指導G 森本 葵
TEL: 059-382-9028 E-Mail: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

今般の学校における火災の発生を受けて、あらためて全国の学校に対して防火防災に係る安全点検等や、避難訓練の実施等をお願いするものです。

別添 1

8 教参学第 9 号

令和 8 年 6 月 2 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管部課長
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管部課長
各都道府県私立学校所管部課長
各都道府県私立学校施設担当部課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当部課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長
附属学校を置く各国立大学法人担当部課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

中園 和貴

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長

瀬戸 信太郎

学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について（通知）

日頃より学校の教育活動等における事故防止に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和 8 年 6 月 19 日に東京都北区の小学校において校舎から出火し、複数の児童及び教職員が負傷する火災が発生しました。学校において、児童生徒等の安全の確保は最優先されるべき不可欠の前提です。

今般の火災の原因等の詳細については、現在、警察及び消防による調査等が進められているところですが、今般の火災を受け、各学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について、下記のとおり通知します。改めて、各学校及び学校の設置者においては、消防法及び建築基準法に基づく法定点検等や、学校保健安全法及び同法施行規則に基づく毎学期の定期的な安全点検、臨時及び日常の安全点検を確実に実施いただくとともに、「学校における安全点検要領」等を活用しながら、関係者が連携した効果的・効率的な安全点検体制の確立を図り、学校における事故の防止に努めていただき、避難訓練の実施や「危機管理マニュアル」の点検・改訂等により児童生徒等の安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いいたします。また、必要に応じて消防部局又は地域の消防署と連携した対応をお願いいたします。

本件については、国公立学校を問わず対応いただくことが必要です。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校所管部課にあっては所轄の学校法人に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当部課にあっては設置する学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当部課にあっては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各国立大学法人担当部課にあっては設置する附属学校に対して周知いただくとともに、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知の内容については、総務省消防庁及び国土交通省住宅局とあらかじめ協議済であることを申し添えます。

記

1. 施設・設備の点検の徹底について

学校の施設設備の点検については、消防法に基づく法定点検として、消防用設備等の種類に応じ、6か月に1回の機器点検及び1年に1回の総合点検の実施について定められています。消防法令に基づき、この法定点検により把握した不備事項は確実に改修する必要があります。

また、建築基準法において、国、都道府県又は建築主事を置く市町村等が所有又は管理する学校の敷地、構造及び特定建築設備等について、定期的に点検等することが定められています。

加えて、学校保健安全法及び同法施行規則においても、学校に対して児童生徒等が通常使用する施設設備の毎学期1回以上の定期的な安全点検の実施について義務付けており、また、臨時及び日常の安全点検の実施についても定めているところです。

については、今後、これらの点検時期を迎える学校においては遺漏なく実施いただくとともに、今年度既に実施済みの学校においても、学校保健安全法及び同法施行規則に基づく臨時の安全点検の実施を御検討いただくようお願いいたします。

また、学校における安全点検の実施にあたっては、文部科学省において、質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう「学校における安全点検要領」（令和6年3月）を示しているほか、「効果的に安全点検を推進するためのノウハウ集」（令和7年3月）を示しているところです。これらの中で、火災への対応として防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性の確認や、避難器具の点検、適正な避難経路の確保等を含めた安全管理の取組を示しておりますので御参照ください。なお、防火シャッターの点検については、閉鎖作動時の危害防止の観点から、別紙4も参照して適切な対応をお願いします。

2. 防火管理の徹底、避難訓練等の実施及び実効性の確保について

学校においては、消防法に基づく消防計画を策定し、防火管理者を中心として、日常的な火気管理、避難管理及び設備の維持管理等の防火管理を適切に行うとともに、火災等の災害発生時における適切な初動対応及び円滑な避難行動を確保するため、消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施することが求められています。当該消防計画の内容について改めて確認を行うとともに、必要に応じて見直しを図り、平時からの火災予防を徹底してください。

また、避難訓練等の実施に当たっては、文部科学省が示す「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）の趣旨も踏まえ、実践的な内容とするとともに、避難訓練の機会を活用し、教職員も含めて以下の点を確認・共有することが重要です。

- ・ 自動火災報知設備作動時の初動対応方法
- ・ 消火器や消火栓等の消火設備及び救助袋等の避難設備の設置場所や使用方法

これにより、緊急時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制の強化を図っていただくようお願いします。

3. 火災事故発生時の対応について

火災事故が発生した場合には、被害の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応が求められることから、平時より対応手順を明確にしておく必要があります。

「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」では、消防計画のうち、火災発生の初期段階に取るべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理することなど、いざというときに使えるよう求めています。学校保健安全法第29条第1項に基づき各学校での作成が義務付けられている「危機管理マニュアル」の記載内容を改めて点検し、事故発生時の対応手順が明確に示されているか確認のうえ、必要に応じて改定等を行っていただくようお願いします。

あわせて、学校保健安全法第29条第2項では、校長は、「危機管理マニュアル」の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じるものとすると定められていることから、「危機管理マニュアル」に即した必要な対応が確実に行われるよう、教職員間で改めて十分な共通認識を図っていただくようお願いいたします。

- 効果的に安全点検を推進するためのノウハウ集（令和7年3月公開）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenkenken/data/anzenkenken-knowhow.pdf>



- 学校における安全点検要領（令和6年3月公開）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenkenken/index.html>



- 安全点検方法等の解説動画シリーズ（令和6年3月公開）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenkenken/index-mv.html>



- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月公開）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf>



- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月公開）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakiki_jisyou_all.pdf



- 子供たちの安全を守るために―学校設置者のための維持管理手引―（平成28年3月）

https://www.mext.go.jp/content/20201124-mxt_sisetuki-100001965_1.pdf



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係 TEL 03-6734-2966

【学校施設・設備の点検関係】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
指導第二係 TEL 03-6734-2292

参照条文

○消防法 （昭和二十三年法律第百八十六号）（抜粋）

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

②～⑤（略）

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○消防法施行規則 （昭和三十六年自治省令第六号）（抜粋）

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六 法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2～8（略）

○建築基準法 （昭和二十五年法律第二百一号）（抜粋）

（報告、検査等）

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築

物を除く。) の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

5～9（略）

○学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）（抜粋）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3（略）

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抜粋）

（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

学校における安全点検要領（令和 6 年 3 月）
（P23 抜粋）

■防災

対 象	項 目
避難関連事項	・ 避難経路における障害物の有無 ・ 防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性 ・ 防災施設や設備等の周辺の障害物の有無 ・ 自動火災報知設備や緊急放送設備などの作動性 ・ 通電火災等を防止するため避難時に操作するブレーカーの位置の確認 ・ 避難器具の点検 ・ 非常口の明示 ・ 発火しやすい薬品や灯油の安全な保管 ・ 災害の状況、避難方法、避難経路等に関する関係機関との連絡体制、連絡機能 ・ 停電時の備え（ラジオ、メガホン等） など ※防火用水での水の事故、防火用扉・防火シャッターの誤動作などの危険性に留意する。 ※教職員が設備や器具を操作できるようにする。必要時には、点検等に校外の専門家・団体に、協力を求める。
転倒、落下等の防止	・ 戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物 など ・ 廊下：棚、掲示物、額 など ※施設や器具等の転倒・落下防止のための固定状況に留意する。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）
（抜粋）

〔サンプル編〕 2 事前の危機管理

◆ 避難訓練の実施



Point!

各種関連法に基づき避難促進施設等に指定されている場合は、年1回の避難訓練が義務付けられています。

(1) 訓練計画の策定

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して、以下の組み合わせで設定し、その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり・授業中の設定とする。

特に、津波避難（一次避難～三次避難まで）に関して、全児童・教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練は年1回必ず実施する。その他の条件については、全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。



Point!

地震・火災のほかにも、自校の状況を踏まえ、様々な災害を想定して避難訓練を実施しましょう。

事故・災害	×	予告有無	×	他の条件
地震①（津波危険あり） ②（火災あり）		予告あり		避難経路一部使用不可 管理職不在
火災①（校内より発災） ②（近隣にて発災）		予告なし		電話不通・停電あり 朝学習／休み時間／放課後

※授業中に実施の場合は、特別教室・体育館・運動場・プールにて授業中のクラス、非常勤講師による授業中のクラスを設定し、訓練を実施する。

【その他の訓練】

不審者侵入（予告あり・授業中）
弾道ミサイル（予告あり・授業中）
総合防災訓練、引渡し（△月、〇〇市開催の訓練に合わせて引渡し実施）



Point!

自治体が開催する総合防災訓練に学校として参加する機会があれば、それを盛り込んだ訓練計画を検討するとよいでしょう。

また、4月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各クラスにて実施することとし、1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をすることができることを目標として実施する。

3学期になるにつれて、事前予告なしで実施する、授業中ではなく休み時間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう計画する。その他、以下のような工夫点も盛り込む。

- 緊急地震速報チャイム音を活用するほか、緊急地震速報がないまま地震動が発生する場合も想定する。
- 訓練にリアリティ・臨場感をもたせるため、避難経路に落下物の配置、行方不明児童の発生を想定したり、消火器・消火栓・担架等の活用、緊急時持ち出し品の持ち出し等を実際に行う。
- 引渡し訓練の際には、帰宅時に通学路の点検を児童とともに行うよう保護者に依頼し、「引渡し訓練振り返りシート（保護者向け）」によりフィードバックを得る。

「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」 (令和3年6月)(抜粋)

3-4 災害発生時の対応

3-4-1 火災発生時の対応

多くの学校では、火災発生時に取りべき対応については、危機管理マニュアルとは別に、消防計画の中で定めています。

火災発生時には、基本的にこの消防計画に定められた対応を取ることとなりますので、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて身に付けておきましょう。

消防計画のうち、特に火災発生の初期段階に取りべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理しておく、より効果的です。こうしたフロー図は、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用することもできますので、訓練実施の機会などを活用して作成し、いざというときに使えるようにしておく、と良いでしょう。

記載の視点

- 火災発生時の対応フロー
 - ・ 火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
 - ・ 火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
 - ・ 初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
 - ・ 消防への通報
 - ・ 避難指示（判断者、指示内容文案 等）
 - ・ 避難誘導・避難行動（授業中、休憩時間中など発生タイミングに応じて取るべき行動）
 - ・ 避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
 - ・ 非常持ち出し品、担当者
 - ・ 避難場所

事 務 連 絡
平成18年6月13日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会施設主管課長 殿
各都道府県教育委員会学校安全主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
岡 誠 一

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
山 口 敏

防火シャッター等の点検時における安全対策の実施について

平成18年6月7日、新潟県五泉市立村松小学校において、児童が防火シャッターに挟まれる事故が発生したことを受けて、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」（平成18年6月8日付け事務連絡）により、各学校において適切な対応をお願いしたところです。

その中で、煙感知器や防火シャッター等を点検する場合には、児童生徒等の安全に十分配慮するようお願いしたところですが、今回の事故が自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に生じたものであることに鑑み、原則、児童生徒等の在校時には点検を実施しない、点検時には作業員を適切に配置するなど、安全対策の徹底をお願いします。

なお、今回の事故を受けて、国土交通省より、平成18年6月9日付けで、各都道府県建築行政主務部長宛てに、防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について、別添のとおり通知されておりますので、関係部局と連携して適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあっては、域内の各市区町村及び学校に対して、各都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、このことを周知徹底するようお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先：大臣官房文教施設企画部施設企画課指導第一係
TEL：03-5253-4111 内線2291（廣田）

別 添

国住指第 8 0 6 号

平成 1 8 年 6 月 9 日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について

平成 1 8 年 6 月 7 日、新潟県五泉市内の小学校において、1 年生男子児童が降下した防火シャッターに首を挟まれる事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故は、自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に生じた模様であり、詳しい事故原因は警察において調査中とのことだが、貴職におかれては、消防用設備の点検の際に、防火シャッターが連動して作動しないよう、連動スイッチを切るなどの適切な措置を徹底するとともに、利用者のいない時間帯に点検を実施する、作業員を適切に配置するなど、当該建築物の所有者、管理者等に対して、事故防止対策の徹底について周知に努められたい。

また、昨年 1 2 月 1 日、改正建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）等を施行し、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置を義務付けた（同令第 1 1 2 条第 1 4 項）。具体的には、「閉鎖作動時の運動エネルギーが 1 0 J（ジュール）以下であること」及び「防火シャッター等の質量が 1 5 k g 以下であるか、人と接触した場合に 5 c m 以内で停止すること」を義務づけたところである。貴職におかれては、建築物の所有者、管理者等に対し、新築や増改築時等における当該基準の遵守を徹底するとともに、既存建築物の所有者、管理者等に対しても、この規定に適合させるようための改修を行うよう、適切に指導されたい。

特に学校において早急な対策が求められており、文部科学省より、平成18年6月8日付けで、附属学校を置く各国立大学法人、各都道府県私立学校及び教育委員会あてに、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について、別添のとおり通知されていることから、教育委員会等の関係部局と連携して速やかに対策を講じられたい。

なお、いわゆる二段降下式（煙感知器の信号で閉鎖後、予め設定した高さで停止し、その後、熱感知器の信号で再降下し全閉する方式）の防火シャッターであっても、閉鎖作動時の危害防止措置が講じられていないものは当該基準に適合しないので、念のため申し添える。

貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してこの旨周知されたい。

事 務 連 絡
令和8年6月24日

各市町等教育委員会 担当課長 様

三重県教育委員会事務局学校防災推進監

学校における安全対策の徹底について（通知）

平素は各学校の安全確保にご尽力いただきありがとうございます。

さて、各学校においては、消防法第8条第1項の規定に基づき消防計画を作成し、避難器具を含めた消防用設備等の法定点検や消防訓練の回数等を定め、防火管理者はこれにより点検、訓練を実施していただいていると存じますが、今般、東京都北区の小学校で発生した火災をふまえ、貴教育委員会におかれましては、所管する学校に対し、児童生徒及び教職員の安全確保が図られるよう、次の2点について実施するなど、改めて、安全対策を徹底していただきますようお願いいたします。

- ・ 学校の防火設備や電気機器等の安全管理の徹底及び、特に防火設備（救助袋や非常扉）の使用方法的再確認
- ・ 火災発生時の避難経路の再確認

また、消防計画に基づき実施している消防訓練については、より実効性のあるものとなるよう、管轄消防署（本部）の協力を仰ぎながら実施していただきますようお願いいたします。

（参考）消防法第8条第1項

学校、（中略）の管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

【事務担当】

三重県教育委員会事務局 教育総務課
学校防災・危機管理班 西川、菅原、深田
TEL:059-224-3301
FAX:059-224-2319
E-mail:mekiki@pref.mie.lg.jp

夏季休業中における学習指導及び生徒指導について

鈴鹿市教育委員会

夏季休業中は、学習面や生活面において児童生徒が、有意義な体験を積むことができる絶好の機会です。しかし、夏季休業に入ると、学校の規則正しい生活から家庭での自由な生活が中心となるため、学習時間が確保されないことや不規則・不摂生な生活に陥りやすくなることなどが憂慮されます。

また、問題行動や事故、児童生徒をねらった声かけやいたずら等の事件の発生も懸念されます。

こうしたことから、事故等を防止し、楽しく有意義な夏季休業となるよう、各校で、以下の事項に留意しながら、夏季休業中の学習指導及び生徒指導の充実に努めるよう、周知徹底をお願いします。

1 自律的な生活の指導

- (1) 児童生徒一人ひとりに生活目標を立てさせたり、日課表を作成させたりする等、目標や計画に基づいて、充実した生活を送るよう指導すること。
- (2) 夏季休業中の生活のきまりや約束については、学級会、児童会、生徒会などの話し合いをとおして意識を高めるとともに、自発的に遵守するよう指導すること。
- (3) 「早寝、早起き、朝ごはん」を実践したり、ラジオ体操を行ったりする等、規則正しい生活習慣を維持するよう指導すること。

2 自主的な学習の指導

- (1) 学習は、自分に合った学習計画に基づいて進めるよう指導すること。
- (2) 長期休業中でなければできない課題を自分で見つけ、その解決に向けて積極的、継続的に取り組むよう指導すること。（自由課題については、絵画や工作などの制作、植物・昆虫などの採集、気象調べ、飼育や栽培とその観察、郷土調査、国際的理解を深める研究、日記や感想文を書く活動、芸術活動、新聞・雑誌等のスクラップなど広い範囲から選ぶよう指導すること。）
- (3) 不得意な教科や学習課題を克服するための具体的な手立てを講じるよう指導すること。
- (4) 学校図書館や市立図書館の利用等、読書活動を励行するよう指導すること。

3 家族の一員(社会の一員)としての生活態度の指導

- (1) 家族の一員として、家事の手伝いや分担など、家庭の仕事に積極的に協力し、家族との連帯感を深めるよう指導すること。
- (2) 家庭的・社会的な行事など、日常、得難い体験をするよう指導すること。
- (3) 近隣住民との付き合い、来訪者への応対など社会的礼節を重んじるよう指導すること。

4 健康増進の指導

- (1) 保健衛生上、望ましい生活(生活規律、ラジオ体操への参加、夜ふかしの防止、適切な水分補給、手洗いの励行など)を送るよう指導すること。
- (2) 食中毒の予防を徹底するよう指導すること。
- (3) 熱中症に対する正しい知識を身に付け、適切に対応できるよう指導すること。
- (4) 毒蛇、毒虫などによるかぶれ、けが等の予防と簡易処置法を身に付けるよう指導すること。
- (5) 健康診断等で治療が必要とされる疾病や長期治療を要する疾病をもつ児童生徒に対して、家庭との連携を図りつつ、適切な治療に努めるよう指導すること。
- (6) 部活動等に積極的に参加し、心身を鍛え、健康の保持増進に努めるよう指導すること。
- (7) 視力低下を引き起こさないよう、長時間にわたるテレビ視聴やゲーム、スマートフォン等を抑制する等、不規則な生活にならないよう指導すること。

5 水の事故、交通事故、遊びでの事故等防止についての指導

- (1) 危険な場所での遊びの禁止や水泳・水遊びについて、十分に指導するとともに、家庭にも危険箇所を周知すること。また、パトロール等により事故防止に努めること。
- (2) 水泳等における事故を防止するために、すでに送付済みの「水難事故の未然防止について」等を参考に指導を強化すること。
- (3) 交差点、三叉路等での一旦停止の徹底、スケートボード等を使用した路上遊びの禁止等について、特に指導を強化するとともに、ヘルメット着用の徹底、自転車の二人乗りや無灯火運転及び、運転中のスマートフォン使用や保持(ながら運転)の厳禁、自転車の正しい乗り方について指導し、交通事故の未然防止に努めること。
- (4) 線路や道路上に石を置く、踏切の非常ボタンを押す等のいたずらや走行中の列車や車に物を投げる等の危険行為を絶対しないよう徹底すること。
- (5) 空き家や資材置き場等で遊んだり、公園等での火遊びや危険な玩具類(エアガン等)を使って遊んだりすることは厳に慎むよう指導すること。
- (6) 安全上の理由から、外出する際は人数や行き先等を家族に伝えることや、深夜徘徊等はいないことを指導すること。(午後10時以降の外出は条例違反)
- (7) 児童生徒がスマートフォン等でインターネットを利用する時間が増えることが予想されることから、ネット上でのいじめやネット依存等に陥ったり、コミュニティサイト等(ゲームサイトやSNS等)に係る犯罪に関して、加害者や被害者となったりしないよう、SNSやインターネットの正しい使い方等について指導すること。
- (8) PTAや地域住民の理解や協力を得て、安全な遊び場所や遊び方について具体的に指導すること。
- (9) 風水害・火災・地震等の災害時における安全指導及び緊急時の対応について、十分指導すること。

6 その他

- (1) 気になる児童生徒、学校への行き渋りや不登校傾向にある児童生徒には、随時家庭訪問や電話連絡等を行い、生活実態を把握するとともに、保護者や関係機関等との連携を密にすること。
- (2) 地区補導員、鈴鹿警察署、鈴鹿市教育委員会等と連携し、情報を共有したり、街頭補導を強化したりして、地域ぐるみで非行防止に取り組むようにすること。
- (3) 事故(水難事故、交通事故、問題行動等)が発生した時は、速やかに警察や関係機関に連絡するとともに、その状況を学校へ連絡するよう保護者に周知すること。また、学校は、鈴鹿市教育委員会に速やかに報告すること。緊急時の家庭から学校への連絡方法や学校から家庭への連絡方法について確認しておくこと。
- (4) 万一、不審者による被害にあった場合は、速やかに警察や学校に連絡をするよう保護者に周知すること。また、学校は、鈴鹿市教育委員会に速やかに報告すること。

(宛先)各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校における理科薬品類の取扱い及び保管管理について

このことについて、「薬品の取扱い及び保管管理について」(別紙)を参照いただき、各校において薬品の取扱い及び保管状況を確認していただくとともに、下記のとおり教職員への周知をお願いします。

記

1 薬品管理について

- (1) 薬品の管理責任者、取扱責任者及び薬品使用者の役割を明確にするとともに、それぞれの役割において適切な管理を行うこと。
- (2) 理科教室、理科準備室及び薬品保管庫の確実な施錠を徹底するとともに、鍵の管理徹底を図ること。
- (3) 薬品の使用状況を把握し、薬品使用簿記入及び管理を適切に行うこと。

2 薬品保管について

- (1) 薬品を適切に保管し、薬品庫や薬品の転倒防止についても必要な措置を講じること。
- (2) 劇物、危険物の管理を徹底し、混合や化学反応を避けるための措置を講じること。

3 薬品購入・廃棄について

- (1) 薬品購入は、学校の年間計画に従うとともに、毒物・劇物薬品の必要以上の購入は、厳に慎むこと。
- (2) 薬品廃棄については、管理担当者、取扱責任者及び薬品使用者において適切に行うこと。廃棄方法については、「薬品の取扱い及び保管管理について」(別紙)及び教科書教師用指導書を参照すること。

4 薬品使用簿への記入について

- (1) 薬品使用簿は、規定様式「(様式1)理科実験用薬品の使用簿」を使用すること。
- (2) 薬品ごとに、使用・購入年月日、購入量、使用量、残有量を記入し、各学期及び各年度の使用状況が把握できるよう管理すること。

5 送付文書

- (1) 薬品の取扱い及び保管管理について(別紙)
- (2) 理科実験用薬品の使用簿(様式1)

6 備考

- (1) 市の定期監査において、薬品使用簿への記載不備が指摘されることがあることから、学校で保管している薬品「毒物、劇物、危険物」については、必ず「理科実験用薬品の使用簿」に記載するよう教職員に周知徹底をお願いします。
- (2) 「理科実験用薬品の使用簿」は、増刷して使用してください。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導G 鈴村 一将

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

薬品の取扱い及び保管管理について

1 薬品の管理担当者

(1) 管理責任者(校長)

- ・薬品庫の鍵は、学校保管とする。
- ・毎学期ごとに薬品の使用状況を確認し、使用簿に記名の上、検印する。

(2) 取扱責任者(理科担当)

- ・毎学期ごとに薬品を点検し、薬品使用簿に押印する。
- ・不足した薬品の購入や不要薬品を廃棄する。
- ・異常があった場合は、薬品使用者から報告を受ける。
- ・管理責任者へ管理状況を報告する。

(3) 薬品使用者(授業者)

- ・学校で決めた方法に従って薬品を使用する。
- ・薬品を使用した際は、「理科実験用薬品の使用簿」に記入する。
- ・薬品は必要分のみ取り出し、液状の薬品の余剰分については戻さない。

(薬品混合を防ぐため)

- ・希釈した塩酸等、短期間で再度使用する薬品は、薬品名と使用者を明記した容器に保管する。
- ・薬品に異常が発生した際は、取扱責任者に報告する。

(4) 学校薬剤師

- ・薬品の管理状況について指導監督する。

2 薬品の保管

(1) 理科教室、理科準備室及び薬品保管庫は必ず施錠し、鍵の管理を徹底する。

(2) 劇物等は保管庫の中で容器が倒れないよう、仕切りのついたボックスに入れたり、砂を敷いたりする等、転倒防止対策を講じる。

(3) 戸棚の棚板には、滑り止め用のサンや針金を張る等の処置をする。

(4) 劇物や引火物の保管場所には「医薬用外劇物」の表示(白地に赤字)を行い、外から危険性が確認できるようにする。ただし、毒物は直接目にふれないように考慮する。

(5) 保管庫は、地震に対応するよう壁面と床面をL金具等で固定する。

(6) 混合や化学反応をさけるため、薬品の種類ごとにまとめ(酸とアルカリ及び酸化剤と還元剤等)、混合しやすい薬品類は離して配置する。

< 保管薬品の配列例 >

一般薬品庫	【単体 金属・非金属】 (スチールウールなど)	【有機化合物】 (砂糖、デンプンなど)
	【無機化合物】 塩化ナトリウム 二酸化マンガン(粒) 四ホウ酸ナトリウム チオ硫酸ナトリウム 硫酸カリウムアルミニウム ホウ酸 (大理石、石灰石など)	
劇物・危険物庫	【無機化合物(劇物)】 ヨウ化カリウム ヨウ素 ヨウ素液 過酸化水素水	【塩基類(アルカリ)】 水酸化カルシウム 水酸化ナトリウム アンモニア水
	【酸類】 塩酸	【アルコール類】 エタノール メタノール

3 薬品の購入

- (1) 薬品購入は、学校の年間計画に従うとともに、毒物、劇物、危険物の必要以上の購入は、厳に慎むとともに、適切な保管を徹底する。
- (2) 薬品購入後は、必ず「理科実験用薬品の使用簿」に記入する。

4 理科実験用薬品の使用簿への記入

- (1) 「毒物、劇物、危険物」薬品を使用する際は、随時、授業者が必ず薬品使用簿に記入する。
一般薬品の記入については、学校の判断で行う。(残有量を把握しておきたい薬品等)
- (2) 薬品使用簿としては、規程様式、理科実験用薬品の使用簿(様式1)を各校で増刷りして使用する。使用に当たっては、最初の行に前年度の残有量を記入する。
- (3) 残有量の欄は、mL、g 単位の概数で記入する。
- (4) 使用目的の欄は、その目的を簡単に記入する。
- (5) 記入に当たっては、ボールペン等、容易に消せない筆記用具を使用する。
- (6) 取扱責任者は、毎学期ごとに朱線を引き、残有量を点検する。その際、取扱責任者の認印、管理責任者の検印を押印する。

5 薬品の廃棄

【学校で使う薬品類の廃棄方法】

- (1) ミョウバン、塩化ナトリウムなど、水に流すことのできる廃液は、多量の水で希釈して流す。
- (2) 酸性廃液とアルカリ性廃液はそれぞれ別々に回収し、混合しても危険がないことを確かめてから発熱に注意して混合し、なるべく中性に近づけ、大量の水と共に流して捨てる。
- (3) 薬品の廃棄は、原則、授業者が授業終了後に行う。

保管している薬品の種類は学校ごとに違いがあり、種別によって廃棄方法が異なる

上記(1)(2)以外の薬品の廃棄方法については、教師用指導書等で確認したり、学校薬剤師等に相談したりするなど、適切に処理する。

6 理科薬品一覧

(1) 小学校の実験で使用する主な薬品

	薬品名	分類			薬品名	分類	
1	エタノール	危		8	水酸化カルシウム(石灰水)		
2	メタノール	劇	危	9	水酸化ナトリウム	劇	
3	燃料・工業用アルコール	劇	危	10	二酸化マンガン		
4	塩化ナトリウム(食塩)			11	ブルモチモールブルー液(BTB 液)		
5	塩酸	劇		12	ミョウバン		
6	過酸化水素水(オキシドール)	劇	危	13	ヨウ素・ヨウ素カリウム	劇	
7	簡易水質検査試薬			14	アンモニア水	劇	

(2) 中学校で使用が予想される主な薬品

	薬品名	分類	学年		薬品名	分類	学年
1	ヨウ素・ヨウ素カリウム	劇	1.2.3	35	水酸化ナトリウム	劇	1.2.3
2	臭素	劇		36	水酸化カリウム	劇	3
3	ナトリウム	劇		37	水酸化バリウム	劇	3
4	水銀	毒		38	アンモニア水	劇	
5	塩化亜鉛	劇		39	ネスラー試薬	毒	
6	塩化銅	劇	2. 3	40	炭化カルシウム	劇	
7	塩化鉛	劇		41	炭酸水素ナトリウム		1. 2
8	塩化バリウム	劇	2	42	酸化カルシウム		
9	塩化水銀	毒		43	四塩化炭素	劇	
10	塩素酸ナトリウム	劇		44	クロロホルム	劇	
11	過マンガン酸カリウム			45	ベンゼン		
12	硝酸カリウム		1	46	キシレン	劇	
13	硝酸ナトリウム			47	パラジクロロベンゼン		
14	硝酸銀	劇		48	エタノール	危	1. 3
15	硝酸銅	劇		49	メタノール	劇	
16	硝酸鉛	劇		50	二酸化マンガン		1. 3
17	過酸化水素水	劇	1. 3	51	イソプロパノール	危	
18	酸化銅		2	52	フェノール	劇	
19	酸化鉛	劇		53	クレゾール	劇	
20	二酸化鉛	劇		54	エチルエーテル	危	
21	酸化水銀	毒		55	シュウ酸	劇	
22	塩化鉄		3	56	酢酸		
23	硫酸銅			57	ホルマリン	劇	
24	クロム酸カリウム	劇		58	アセトアルデヒド		
25	重クロム酸カリウム	劇		59	アセトン	危	
26	塩酸	劇	1.2.3	60	クエン酸		2
27	硫酸	劇	3	61	硫酸ナトリウム		2
28	硝酸	劇		62	酢酸カーミン		2. 3
29	酸化銀		2	63	酢酸オルセイン		2. 3
30	塩化アンモニウム		1	64	ベネジクト液		2
31	水酸化カルシウム		1	65	炭酸アンモニウム		
32	フェノールフタレイン		1.2.3	66	炭酸ナトリウム		1
33	ミョウバン		1	67	パルチミン酸		1
34	B T B液		1. 3	68	メントール		1

理科実験用薬品の使用簿

藥品名		毒物	劇物	危險物
-----	--	----	----	-----

[illegible]

小中学校教職員の皆様

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

鈴鹿市における休日の部活動地域展開について

教職員の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年10月以降における休日の中学生の活動については、『生徒の居場所づくり』を目的に、社会教育活動として中学生のスポーツ及び文化・芸術活動の機会を確保していく方針となりました。

今後、6月中旬を目途に児童生徒及び保護者への周知文書の発出を行うとともに、7月1日(水)より中学生を対象にスポーツ活動及び文化・芸術活動を行う団体の募集を行います。

また、生徒及び保護者には、8月上旬頃より活動団体の情報を提供してまいります。団体募集要領及び活動団体の情報につきましては、順次特設サイト(裏面参照)内で公開していく予定ですので、御承知おきください。

なお、部活動の地域展開は、これまで学校が担ってきたスポーツ文化・芸術活動を学校を含めた地域全体で連携して支えていくものであり、生徒自身がこれまでの日常を振り返り、主体的に休日の過ごし方を考えるための機会であると捉えています。本市が情報提供する活動団体への参加だけでなく、地域貢献活動や地域行事への積極的な参画などを通して、地域の良さを発見したり、地域とのつながりを築いたりすることも、こどもの豊かで幅広い人生に繋がると考えております。

教職員の皆様におかれましては、本市地域展開の趣旨を御理解いただくとともに、児童・生徒が主体的に休日の過ごし方について考えられるよう御指導をお願いします。

○本市が募集する休日の中学生対象の活動について

- ・ 今年度実施する休日の中学生対象の活動は、中学生の居場所を可能な限り多く確保することを目的とした本市独自のものであり、国の示す認定地域クラブ活動とは別の活動となります。認定制度については今後検討していきます。
- ・ 中学生の活動場所を確保するために、休日の7時から19時までの中学校体育施設の優先使用枠を市が確保し、要件を満たす団体に提供します。
- ・ 中学校校舎内の特別教室の利用を希望する団体については、今年度は吹奏楽及び合唱の活動に限り、市内小中学校で勤務する教員が指導に関与することを要件として募集します。

(裏面へ)

() 特設サイトにつきましては、下記 URL 又は二次元コードより
アクセスしてください。

[https://sites.google.com/edu.city.suzuka.
mie.jp/suzukatu2026?usp=sharing](https://sites.google.com/edu.city.suzuka.mie.jp/suzukatu2026?usp=sharing)



【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部活動地域移行準備室 河原 晶子・井上 久
TEL059-382-9028 FAX059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

休日の部活動地域展開に係る令和 8 年度「休日の中学生対象の活動」について

1 趣旨

本市では、中学校の休日における部活動が終了することに伴い、中学生の多様な活動機会を将来にわたり確保していくため、地域において中学生を対象にスポーツ活動および文化・芸術活動を行う団体を募集し、市内の中学生ならびにその保護者に活動団体の情報を提供します。

なお、本制度は、国が示す「地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を参考とした、部活動地域展開を進めるための本市独自の仕組みです。

2 基本的な考え方

- ・ 学校の部活動とは切り離し、地域の団体が主体となってより多くの中学生が活動できる機会をつくるための仕組みとなります。
- ・ 活動の運営や安全管理、指導等については、各団体が責任をもって行います。

3 募集対象とする団体

市内中学校体育施設の利用を希望するスポーツ団体

（体育施設：運動場、体育館、武道場、テニスコート）

市内中学校特別教室の利用を希望する吹奏楽及び合唱団体

上記 以外のスポーツ団体、文化・芸術団体

（特設サイトにて活動団体名、活動場所・時間などの団体情報を発信します。）

注 1：中学校体育施設の使用について

中学生の活動の場を確保するために、休日の午前 7 時から午後 7 時までの時間帯については、市が一括して優先使用枠を設けます。

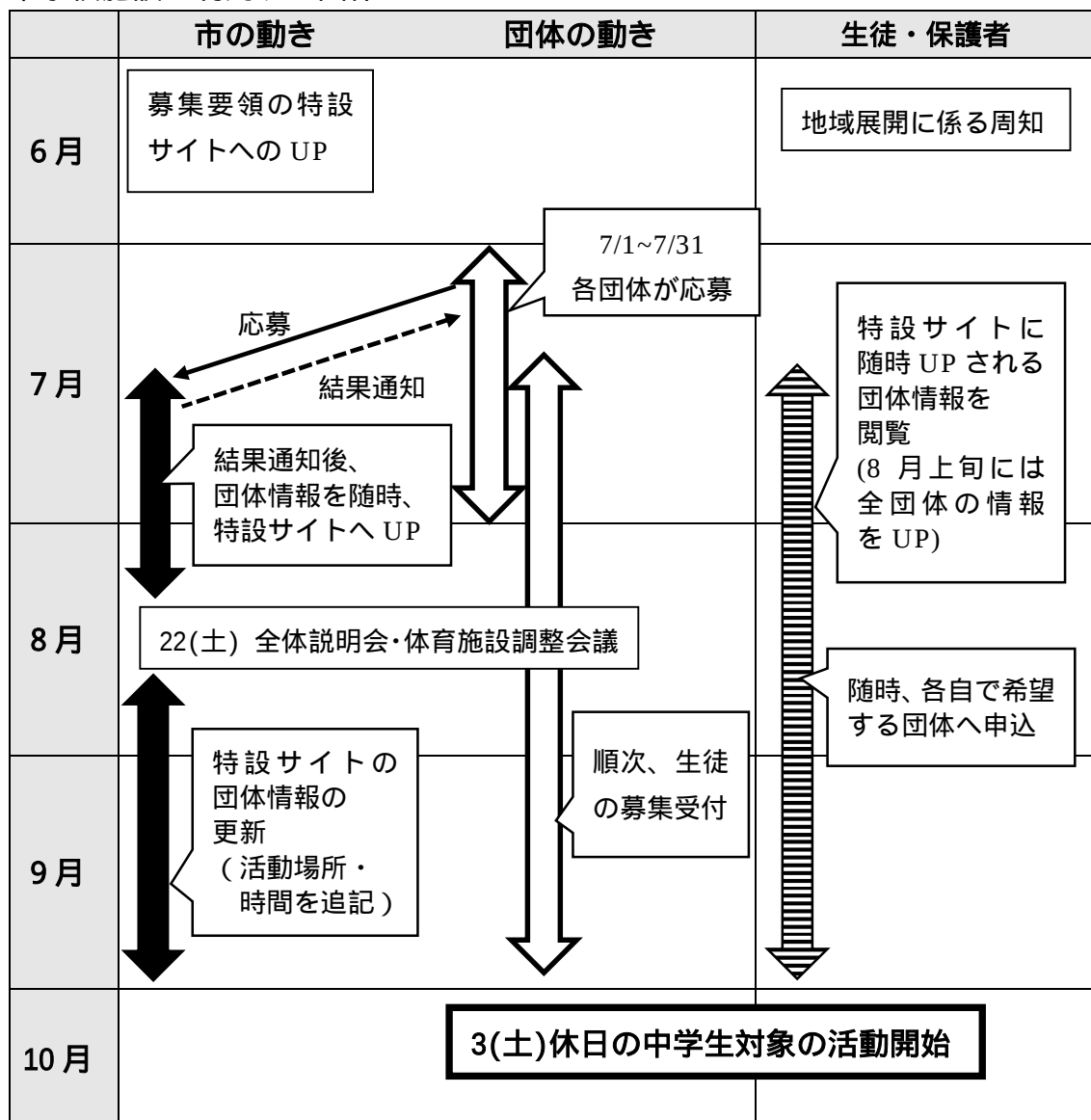
注 2：中学校特別教室の使用について

令和 8 年度は吹奏楽団体・合唱団体のみの使用とします。なお、その団体の運営・指導に市内小中学校に勤務する教員が関与していることを使用要件とします。

（裏面へ）

4 10月の活動開始に向けた基本スケジュール

中学校施設を利用する団体



保護者へは tetoru を用いて、必要な情報を随時発信します。

5 休日の部活動地域展開に係る特設サイト

<https://sites.google.com/edu.city.suzuka.mie.jp/suzukatu2026?usp=sharing>



休日の中学生対象の活動に係る情報を発信します。

令和8年度 教育講演会

(鈴鹿市教育研究会 全員学習会)

講師

東京大学 先端科学技術研究センター
附属包摂社会共創機構 教授

為末 大 さん

演題

人生において大切なこと

～自分でやってみて、自分で学び、自分で決めて、自分の人生を生きていく～ (仮)

1978年広島県生まれ。スプリント種目の世界大会で日本人として初のメダル獲得者。男子400メートルハードルの日本記録保持者(2026年5月現在)。
人間の可能性と社会包摂をテーマに研究・発信を続ける。
著書に『熟達論』『諦める力』など。



2026年

8月20日 木曜日

14:00～16:00

(13:30～ 受付)

定員 120名

参加費 無料

会場 鈴鹿市役所12階
1203大会議室

参加対象 ・ 市内公立幼稚園及び小中学校教職員

・ 鈴鹿市民 申し込み多数の場合、抽選

※保護者や学習支援ボランティア等の方は、各校・園でオンライン参加ができます。希望される場合は、各校・園へ直接お知らせください。

申込み方法

一般の方を対象とした申込み方法が掲載されています

※申込みの際に入力した個人情報は、当事業でのみ使用します。

主催：鈴鹿市教育委員会・鈴鹿市教育研究会

【問合せ先】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課
(鈴鹿市役所11階)

TEL 059-382-9056
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

令和8年度第1回フリースクール等連絡協議会の報告

■日時 令和8年7月3日(金) 9:00～10:00

■場所 鈴鹿市役所西館2階 2422会議室

- 目的
- ・学校とフリースクール等との連携体制を促進する。
 - ・児童生徒への支援を、学校とフリースクール等が協力して行うための情報を共有する。
 - ・継続的な連絡協議会を通じて、児童生徒への支援体制の充実を図る。

■参加フリースクール等

- 家庭教育研究センターFACE
 - 子どもの学び舎ワンダーYOU
 - フリースクールけやき
 - みんなの居場所ラピュタすずか
- 鈴鹿市教育支援センター「けやき教室・さつき教室」

○・・・三重県教育委員会「フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業」
における鈴鹿市内の対象フリースクール等

■協議内容

- フリースクールと学校の連携強化
 - ・フリースクールと学校が、児童生徒の様子や支援内容を互いに情報共有するための連絡や訪問について。
- 情報共有シートについて
 - ・フリースクールから報告される児童生徒の出席状況や学習の様子等が記された情報共有のシートについて、学校ではどのように受け止めてもらっているか。
- 高校進学について
 - ・不登校生徒、特別支援学級籍生徒・保護者の間で不安が広がっている。
- 不登校生徒・保護者向け進路ガイダンスについて
 - ・保護者、学校、フリースクール等に周知する。
- 保護者のためのフリースクール等説明・相談会について
 - ・初めて開催する。全体説明会→個別相談

各中学校長 様

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

令和8年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」の開催について

このことについて、別紙「要項」のとおり開催いたします。

つきましては、不登校支援担当者等を通じて、対象生徒及びその保護者の方に案内チラシの配布と積極的なご参加についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1、送付文書

- ・令和8年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項
- ・(該当生徒・保護者向け)同「進路ガイダンス」チラシ
- ・同「進路ガイダンス」参加希望者一覧表(様式1)

2、提出文書

- ・令和8年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表(様式1)

3、提出締切 令和8年 9月11日(金)

＊教育支援課部署メールで提出ください

4、その他

- 対象生徒は、中学3年生以外でも結構です。
- 教職員の参加については、各校の判断でお願いします。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
こども支援グループ 岸 直人
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

令和 8 年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課

- 1 目的 不登校生徒及びその保護者が、高校の先生や元不登校当事者から高校入試の説明や体験等を聞くことを通して、進路への意識を高め、自身の将来を考える機会とする。
- 2 対象 鈴鹿市在住の不登校生徒等(主に中学3年生)とその保護者、教育関係者
- 3 日時 令和8年10月10日(土) 10:00～11:40
- 4 場所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室 等
- 5 日程
 - 9:30～ 受付
 - 10:00～ <第1部>
 - 開会あいさつ、日程説明、参加高校紹介
 - 令和9年度県立高等学校入試、奨学金制度について
三重県教育委員会事務局 高校教育課
 - 元不登校当事者の高校入試に関する体験談
鈴鹿市内在住の高校生または大学生
 - 10:50～ <第2部>
 - 高校別進路相談会 ※時間は約 20～30分程度です。
 - 11:40 終了予定
- 6 参加校(予定している高校)

・飯野高校(全日制／定時制)	・北星高校(定時制／通信制)	・みえ夢学園(定時制)
・昂学園(全寮制)	・四日市工業高校(定時制)	
・古川学園	・大橋学園	・徳風高校
	・鈴鹿高校	・おおぞら高校(通信制)
・第一学院高等学校(通信制)	・鈴鹿樺高等学院(通信制)	・鈴鹿中央高等学院(通信制)
・N 高等学校(通信制)	・四日市メリノール学院	

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
 こども支援グループ 岸 橋本
 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
 電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
 部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

鈴教支第 751 号
令和8年7月 日

(宛先)各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

令和8年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催について(依頼)

日頃は多文化共生教育の推進に御理解御協力をいただき誠にありがとうございます。

このことについて、外国人生徒の進路保障の取組として、別添開催要項のとおり開催いたします。

つきましては、国際教室等ご担当者を通じて、対象生徒及びその保護者の方への案内チラシの配布と積極的なご参加について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 送付文書

- ・【鑑】令和8年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催について
- ・令和8年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表【様式1】
- ・案内チラシ(日本語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・英語・中国語)

2 提出文書

令和8年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表【様式1】

3 提出締切

令和8年 9 月11日(金)

※LoGo フォームにて提出ください。パスワードは「shienka」でお願いします。

4 その他

- ・当日は、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・英語・中国語の通訳を行う予定です。
- ・対象生徒は、中学1～3年生です。
- ・進路資料(上記言語版)、各高校からのパンフレット等も配布いたします。
- ・教職員の参加については、各校の判断でお願いします。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
こども支援グループ 西山 千裕
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
電話 059(382)9055
部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

令和8年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課

- 1 目 的 外国人生徒及びその保護者が、高校や外国籍の高校生から今年度の入試の説明や体験等の説明を通じて、進路への意識を高め、自身の将来を考える機会とする。
- 2 対 象 鈴鹿市在住の外国人生徒とその保護者
- 3 日 時 令和8年10月10日（土） 14:00～15:50
- 4 場 所 鈴鹿市役所12階 1203・1204・1205
住所：鈴鹿市神戸1丁目18番18号
- 5 日 程 13:30 受付
14:00 開会あいさつ 日程説明、参加高校紹介等
＜第1部＞
・令和9年度県立高等学校入試について （20分）
三重県教育委員会事務局 高校教育課
・高校生からのメッセージ （10分）
14:40 ＜第2部＞
進路相談会〔高校別ブース〕
15:50 終了予定
- 6 参加校
（依頼校） ・飯野高校（全日制） ・石薬師高校 ・稻生高校
・神戸高校 ・白子高校 ・北星高校 ・亀山高校
・古川学園 ・鈴鹿高校 ・徳風高校 ・大橋学園
・四日市農芸高校 ・四日市工業高校（全日制 定時制）



令和8年度 鈴鹿市こども議会



元気で魅力あふれるまち「鈴鹿」をめざして

【日 時】 令和8年8月21日(金) 13:30～16:30

【会 場】 鈴鹿市役所14階 鈴鹿市議会 議場

【内 容】

○将来都市像「#最高に住みやすいまち鈴鹿」をめざし、個別にテーマを決めて調査や研究を行います。

○参加者一人ひとりが鈴鹿のまちづくりについての質問・提案内容を市長や市役所の各部署長にこたえてもらい(答弁)、直接意見の交流をします。

○市の将来を担う小中学生の声として、魅力あるまちづくりに役立てられます。



8月21日(金)のこども議会は…

- (1) 質問や提言は、各テーマごとのグループで行います。
- (2) グループごとに発表し、議長及び資料提示等の運営は、こども議会議員が分担して行います。
- (3) 質問内容は、自分で考えたテーマをもとに、こども議会議員が考えます。
- (4) こども議会議員の質問には、市長又は関係する各部署で答弁します。



各校でもぜひ配信の視聴を…

※当日の生中継(地上デジタル 112ch)はもちろん、CNS コネクトでは、8 月 26日(水)から 9 月 30 日(水)までの期間においても、こども議会の様子を視聴することができます。(例年画面表示されていたテロップですが、今年度は諸事情により表示されません。)

※2学期に、学校でこども議会の視聴時間を少しでも取っていただき、こどもたちの「最高に住みやすいまち鈴鹿」のまちづくりへの意見交流の場を持つ等してください。

※令和8年度「鈴鹿市こども議会」質問順については、8 月の校長会で連絡いたします。

事務担当

教育支援課 喚阿 吉岡

Tel: 059-382-9055

(宛先) 各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教 育 支 援 課 長

交通安全県民運動期間中における校内放送の活用について（依頼）

平素は、各種交通安全諸対策に対しまして、ご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、7月11日(土)から20日(月・祝)までの10日間「夏の交通安全県民運動」が実施されるに伴い、(一財)三重県交通安全協会鈴鹿地区交通安全協会会長から依頼がありました。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、校内の昼の放送や下校時の放送を活用し、以下のような内容を期間中に可能な範囲で放送いただきますようご協力よろしくをお願いします。

記

広報文（例）

三重県交通安全協会鈴鹿地区からのお知らせです。

7月11日(土)から20日(月・祝)までの10日間、「夏の交通安全県民運動」が開催されます。運動の主な重点は、

1 こどもと高齢者の交通事故防止

○登下校時には、一時停止場所では必ず停止して周囲の安全を確認するとともに、青信号で進む場合も周囲の安全を確認しましょう。

2 飲酒運転や「ながらスマホ」等の悪質・危険な運転の根絶

○歩行中や自転車乗車中のスマホ使用は非常に危険なのでやめましょう。

3 横断歩道における歩行者優先の徹底

○近くに横断歩道があるときは、必ず「横断歩道」を渡りましょう。渡る際は、ハンドサインで運転手に横断歩道を渡る意思表示を行いましょう。

4 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○車に乗せてもらう時は、必ずシートベルトを着用しましょう。

5 自転車等に関する交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

○自転車利用時にはヘルメットを着用し、原則、道路の左側を必ず一列で通行しましょう。2台以上の併進は違反です。

歩行中も、自転車利用時も、必ず交通ルールを守りましょう。

一人ひとりが交通ルールとマナーを守って、交通事故ゼロを目指しましょう。

－事務担当－

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課 学校支援 G 姫野

夏の交通安全県民運動

令和8年7月11日（土）～20日（月・祝）

三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが 安全つなぐ 三重の道 ～歩行者の ハンドサインは 赤信号～



運動の重点

こどもと高齢者の交通事故防止

飲酒運転や「ながらスマホ」等の悪質・危険な運転の根絶

横断歩道における歩行者優先の徹底

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自転車等に関する交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部くらし・交通安全課
TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069



実施要綱はこちら→

三重県 交通安全





令和8年

7月校長会資料

夏の交通安全県民運動



夏本番を迎え、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。

本運動を通じて自分の交通行動を見つめ直し、交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけて、交通事故防止を図りましょう。

運動の重点

① こどもと高齢者の交通事故防止

次代を担うかけがえのないこどもと、交通事故死者全体の半数以上を占める高齢者を、社会全体で交通事故から守りましょう。

② 飲酒運転や「ながらスマホ」等の悪質・危険な運転の根絶

県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

また、「ながらスマホ」や「あおり運転」等も重大な交通事故につながる悪質・危険な行為ですので絶対にやめましょう。

③ 横断歩道における歩行者優先の徹底

運転者は、歩行者優先意識を徹底するとともに、「思いやり・ゆずり合い」運転を励行し、安全運転に努めましょう。

歩行者も無理な横断はせず交通ルールを守って、左右を確認して安全に横断しましょう。

④ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通事故に遭った時の被害を軽減させるため、車に乗った時は全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

6歳未満の幼児を乗せる時は、チャイルドシート等を正しく使用し、6歳以上でも体格等の事情により、シートベルトを適切に着用できない場合は、チャイルドシート等を使用しましょう。

⑤ 自転車等に関する交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は交通ルールを正しく理解し遵守するとともに、自分の命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

ACTION 38 キャンペーン

道路交通法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）の「38」を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動（ACTION）を起こす」ことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざします。



横断歩道「ハンドサイン」キャンペーン

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、ドライバーに顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全を確保するための取組です。



夏の交通安全県民運動期間中の「日を定めて行う行動」

交通安全の日 7月11日（土）	あらゆる交通安全活動を通じ、県民の交通安全意識の高揚を図りましょう。
高齢者交通安全の日 （S・Sデー） 7月15日（水）	一人ひとりが思いやりの行動を心掛け、高齢者を交通事故から守りましょう。 また、高齢者の方は、慎重な行動を心掛け、交通事故から命を守りましょう。

三重県からのお知らせ

詐欺の電話はアプリでブロック！！

携帯電話に特殊詐欺の犯人から架電されるケースが急増しています。

犯人からの電話を直接受けないためには、犯人が使う国際電話番号などをアプリでブロックする対策が有効です。

警察庁推奨アプリ

詐欺対策
by NTTタウンページ

Google Play



App Store

詐欺バスター Lite



Google Play



App Store

教職員の服務規律確保について

これまで児童生徒及び保護者、地域の方々から信頼される学校づくりに向け、様々な機会を通じ繰り返し注意喚起しているところです。夏季休業を迎えるにあたり、所属する教職員に対して、特に以下のことについて周知・徹底いただくようお願いします。

1 個人情報の適切な管理について

- ① 個人情報は、原則として、学校から持ち出さないこと。
- ② 学校から個人情報等をやむを得ず持ち出す場合には、管理職の許可を得るなどのルールを明確にし、紛失・漏洩等への防止対策を徹底すること。
- ③ 電子メールによる誤送を防ぐため、送信の際はＴＯ、ＣＣ、ＢＣＣの別を含めアドレスを複数で確認すること。
- ④ 個人情報が入った文書等を発送する場合は、宛先や書類の内容に誤りがないかなど複数で確認すること。
- ⑤ 個人情報になる集合写真等について、個人のＳＮＳ等への投稿は、行わないこと。
- ⑥ 試験結果や成績等、重要な個人情報については電子メールで送信しないこと。
- ⑦ 情報漏洩の危険性について、確実に教職員一人ひとりに周知を図るとともに、必要に応じて教職員研修を実施すること。
- ⑧ ＩＣＴ端末における仕様変更など、情報担当を中心に最新の情報を共有すること。
- ⑨ 個人情報等を含む情報をクラウド上で管理する場合は、適切な設定がされているかどうか等、セキュリティについて、逐一確認を行うこと。
- ⑩ 施錠できる場所に個人情報を保管し、定期的に紛失がないかチェックすること。
- ⑪ 校舎等の鍵を安易に複製しない。複数の教職員が所持する必要がある場合は、通し番号等により所持者を明確にし、所属長が管理すること。
- ⑫ やむを得ず USB メモリ等に個人情報を記憶させる時は、暗号化やパスワード設定を行うこと。
- ⑬ 個人情報の入ったファイルについて、どこに何を保存しているかファイルの保存状態を的確に把握すること。
- ⑭ 過去の個人情報は、定期的に削除する仕組みを構築すること。
- ⑮ 少しの時間離席する場合であっても、個人情報を含む書類を机の中にしまうこと。
- ⑯ 私物のスマートフォンや撮影機器で、教育活動中の様子など撮影しないこと。また、学校所有の端末等で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく、校外へ持ち出さないこと。
- ⑰ 住所や電話番号等、必要以上に個人情報を記載した文書を保護者や児童生徒に求めることがないようにすること。

2 児童生徒性暴力の根絶について

- ① 児童生徒へは、同意の有無や暴力・脅迫等の有無は問わないことを認識すること。
- ② 面談や学習指導を行う際、ほかの教職員の目の届きにくい空間で児童生徒と１対１で対応しないこと。
- ③ 児童生徒と職務に関係のない私的なＳＮＳ等のやり取りを絶対に行わないこと。
- ④ 親しみを込めた表現や励ましであっても、相手が不快に感じれば、セクシュアル・ハラスメントに該当することを理解すること。
- ⑤ セクシュアル・ハラスメントの受け止め方は、個人差があることを理解すること。

- ⑥ 教職員間の関係性を高め、特定の児童生徒との接し方が他と異なるなど、何かに気づいた場合は、躊躇することなく指摘すること。
- ⑦ 児童生徒及び保護者が安心して相談できる環境の整備を行うとともに、市教育委員会からのアンケート調査の機会を利用するなど、定期的な調査や面談を実施し、実態把握に努めること。
- ⑧ 児童生徒からの信頼を好意と勘違いし、不快か否かを自分の尺度で考えないこと。
- ⑨ 児童生徒の輸送のために自家用車を使用しないこと。
- ⑩ 教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、整理整頓を心がけ、カメラ等を設置できないような環境にすること。

3 不適切な言動の根絶について

- ① 教職員としての立場の誤った解釈等により、児童生徒に対して常に命令口調や雑な発言になっていないか自問し、ふさわしい適切な言葉遣いを心掛けること。
- ② 指導が自らの思い込みによる独りよがりなものでないか、周囲の教職員に確認を行うこと。
- ③ 学年団や管理職だけでなく、授業担当者や部活動顧問等、当該児童生徒を直接指導する教職員全員に把握しておかなければならない情報を共有すること。
- ④ 児童生徒の気になる言動があった場合は、関係する教職員と情報共有を行い、内容によっては学年会議や、教科会議等で共有する機会を設け、必要に応じて管理職に報告すること。
- ⑤ 児童生徒への誹謗中傷等の影響が危惧される場合など、対応を想定し、教職員による指導の差が生じないようにすること。
- ⑥ 威圧的な態度は指導に当たらないことを認識すること。
- ⑦ 児童生徒への指導は、複数の教職員により行うこと。
- ⑧ 感情的に指導せず、保護者など誰の前でもできる指導を行うこと。
- ⑨ 日常的に保護者へ連絡する等、信頼関係を構築すること。
- ⑩ 同僚に不祥事を「起こさせない」という職場風土を形成すること。
- ⑪ 「傾聴」「質問」「承認」等のコーチングスキルを意識しながら指導すること。

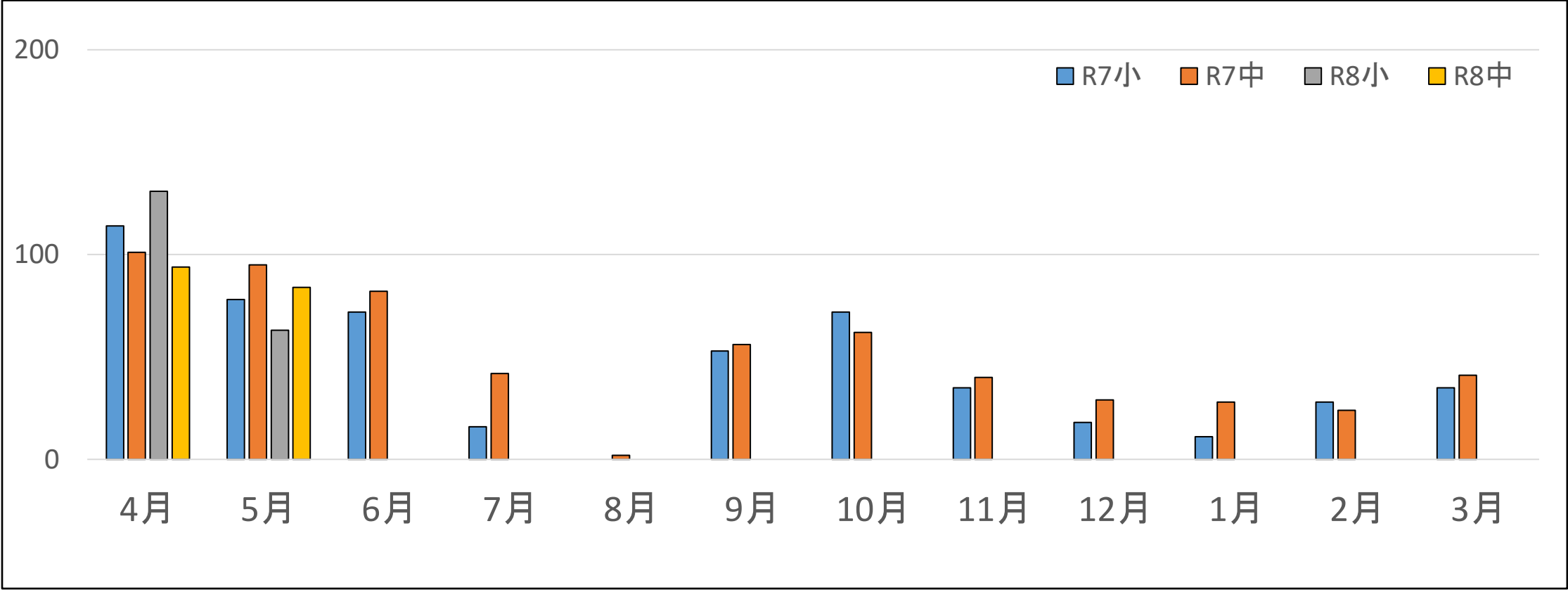
4 部活動等の適切な運営について

- ① 暑さ指数（WBGT）を測定し、関係する教職員へ周知をはかること。また、教職員は、暑さ指数（WBGT）に応じた、運動や各種行事の活動制限について、指針（判断基準や判断者）等に合わせた対応をすること。
- ② 部活動等の指導中においては、児童生徒の体調等、様子の変化に常に気を配り、適宜休憩時間の確保し、過剰な要求を行っていないか確認しながら活動を行うこと。
- ③ 体調不良を訴えた場合の対応について、連絡（保護者へ）、搬送（病院等へ）、報告（管理職へ）を危機管理マニュアルに沿って対応を行うこと。
- ④ 緊急対応発生時においては、迅速かつ的確に状況をつかむ初動対応、小さな事案でも管理職への口頭・書面での報告（必要に応じ、教育委員会へ）、対応や日時等記録を残す事後対応を行い、再発防止に向けて、教職員での情報共有を行うこと。
- ⑤ 児童生徒への指導は、威圧的な態度や感情的にならず、保護者など誰の前でもできる指導を行うこと。
- ⑥ 教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりを進めるとともに、ガイドラインに沿った活動時間や休養日の設定、児童生徒の意向や発達段階に合わせた活動内容にすること。

学校における働き方改革

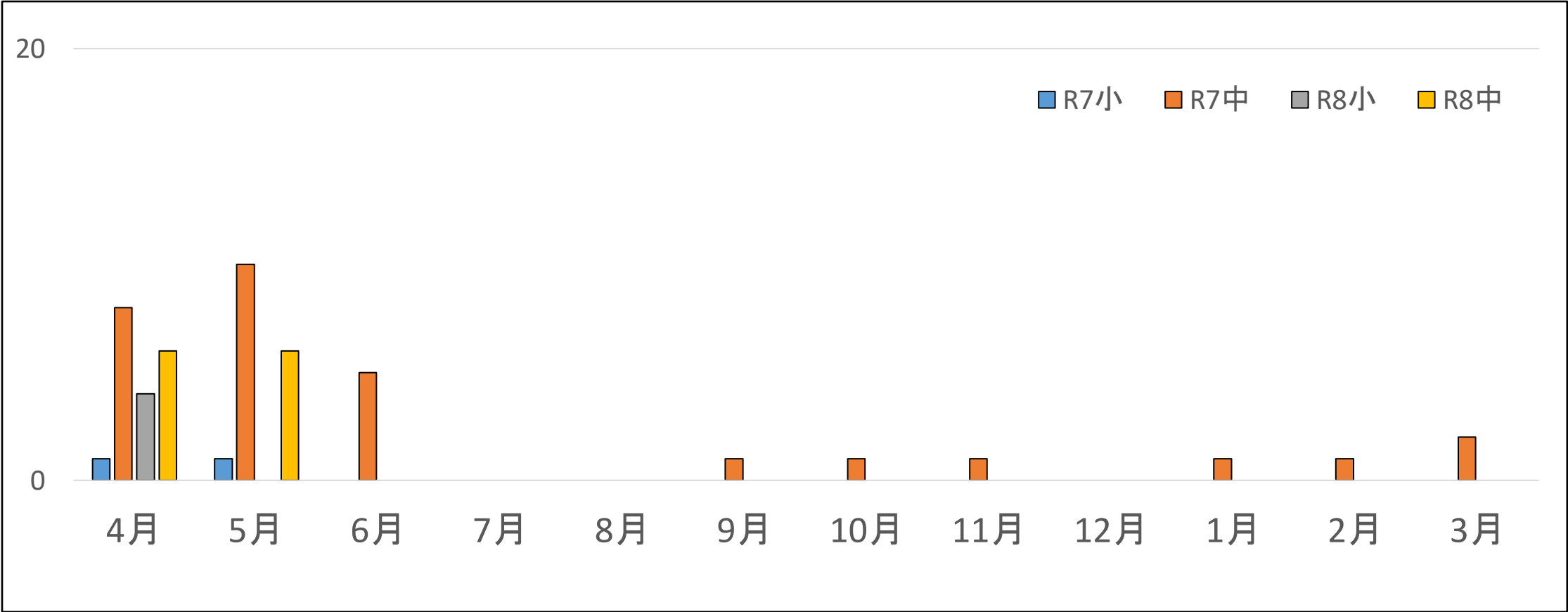
1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数 (単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R7小	114	78	72	16	0	53	72	35	18	11	28	35	532
R7中	101	95	82	42	2	56	62	40	29	28	24	41	602
R8小	131	63											194
R8中	94	84											178

(2) 月80時間以上の教職員数 (単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R7小	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
R7中	8	10	5	0	0	1	1	1	0	1	1	2	30
R8小	4	0											4
R8中	6	6											12

2 二学期からの時間外労働時間の縮減に向けて

近年、二学期の時間外労働の主な要因として、小学校・中学校に共通するものは、「学校行事」、「分掌業務」、「教材研究・授業準備」の3つが挙げられる。

◆**学校行事**：運動会、文化祭、修学旅行などの行事が重なる時期である。

→＜改善策＞

✓業務の細分化や、行事の簡素化を図りながら、可能な範囲で実施する。

✓各担当が見通しをもって準備に当たる。

◆**分掌業務**：学校を中心となる分掌担当者（研修、人権、進路、生徒会など）の業務が多忙化する時期である。

→＜改善策＞

✓繁忙期に合わせて、担当者の他の業務を軽減する。

◆**教材研究・授業準備**：公開授業や研究発表が行われる時期である。

→＜改善策＞

✓授業者や発表者の業務軽減や指導案などの簡略化を図る。

✓指導案検討等の会議を計画的に行うとともに、終了時刻を決めておく。

二学期からも教職員の「働きやすさ」、「働きがい」が両立した持続可能な職場環境を創出するために…

夏季休業中は、

☆心身のリフレッシュを！

☆見識を広げたり、教養を深めたりする時間を！

☆多忙となる2学期を見越したプランニングを！

○市内一斉定時退校日

10月14日(水) 12月2日(水) 1月13日(水)

鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について

教育委員会事務局 学校教育課

1 目 的

将来推計に基づき過大規模校又はそれに準じる大規模校として対応が必要な学校について通学区域の弾力化を図る。

2 対 象

旭が丘小学校の通学区域の一部、白子中学校の通学区域に居住し、4月1日に1年生となる児童・生徒を原則とする。

3 内 容

(1) 旭が丘小学校の通学区域

指定校が旭が丘小学校の児童は、隣接する小学校への就学を次のとおり認める。ただし、就学を希望する学校までの距離は、概ね直線で2km以内であること。また、当該小学校卒業後は就学先の指定中学校へ入学となる。

指定校	指定校以外に就学できる小学校
旭が丘小学校	玉垣小学校、愛宕小学校又は白子小学校

(2) 白子中学校の通学区域

指定校が白子中学校の生徒は、隣接する中学校への就学を次のとおり認める。ただし、就学を希望する学校までの距離は、概ね直線で6km以内であること。

指定校	小学区	指定校以外に就学できる中学校
白子中学校	旭が丘小学区	鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校
	稲生小学区	鼓ヶ浦中学校、天栄中学校又は創徳中学校
	桜島小学区	千代崎中学校又は創徳中学校

4 定 員

受け入れる学校の児童生徒数や教室数等を勘案し、教育委員会が毎年度定める。

就学時健康診断の実施について

	小学校の実施項目	学校教育課の実施項目
7 月	●実施日の決定 ●保護者に渡す書類準備 ・実施通知 ・関係様式	●名簿データ作成 ●健康診断通知ハガキ等作成 ●7/27（月）名簿を学校に配布 ・紙データ ・電子データ
8 月	●封筒（学校名・住所等入）準備 ●封筒詰め ・健康診断実施通知 ・健康診断通知ハガキ ・関係様式 ・弾力化の案内（旭が丘小のみ） ●封筒を学校教育課に提出 ・8/20（木）ㄱ切 （ラベルを貼り、名簿順に並べる） ●名簿作成準備	
9 月	↓	●郵送準備 ●全保護者に郵送 9/1（火）
10 月	●健康診断実施	
11 月	↓	

【学 校 教 育 課】

- ① 『就学時健康診断票』を印刷発注する。
- ② 8月下旬までに、各学校の健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にてメールで報告してもらう。
例年、各校において健診日時を記載した案内文書を封入すること、通知ハガキには健診日時は印字しないこととする。
- ③ こども育成課へデータ抽出依頼し、データを受け取る。
- ④ 『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『就学予定者一覧』、『ラベル』を作成する。
ラベルは学校ごとに作成し、白紙部分は予備として使用してもらう。
- ⑤ 『就学時健康診断の実施について（依頼）』、『就学時健康診断関係様式について』、『就学予定者一覧』、『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『ラベル』、『就学時健康診断票』、『通学区域の弾力化案内』（旭が丘小学校のみ）、『就学援助新入学学用品費入学前支給の申請について』を一纏めにして、各校に取りに来てもらう。（7月27日（月）を予定）
ネットフォルダからダウンロードしていただく書類について、依頼文書に記載する。
- ⑥ 各校が封入封緘した封筒を、学校教育課へ納品してもらう。（8月20日（木）を予定。）
各校へリスト配布後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を渡し、学校にて通知処理をしてもらう。
- ⑦ 最後の抜き取りチェックを行い、抜き取ったものは各校へ返送する。
- ⑧ 就学時健診日程一覧表を作成し、各園へ郵送準備を行う。
- ⑨ 郵便局ごとに仕分けし、差出表を作成、発送する。

【小 学 校】

- ① 郵送用の角2封筒を準備する。学校名、住所を明記すること。
- ② 8月下旬までに、健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にて学校教育課へメールで報告する。
- ③ 就学時健診用の書類一式を学校教育課へ取りに行く。（7月27日（月）を予定）。
- ④ ネットフォルダに掲載されている書類も封入漏れがないよう、注意して封入を行う。
- ⑤ ラベルの送付先が封入物と一致していることを確認し、封筒に貼付し封緘を行う。
- ⑥ 封入封緘した封筒をリスト順に並べ、学校教育課へ納品する。（8月20日（木）を予定。）
リスト受領後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を受け取り、例年どおり学校から通知処理を行う。